



鳥取県公報

平成 31 年 1 月 15 日 (火)
第 9 0 6 9 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による指定介護機関の廃止の届出 (17) (福祉監査指導課) 2
	地域森林計画の決定 (18) (林政企画課) 2
	地域森林計画の変更 (2 件) (19・20) (〃) 2
	土地収用法による事業の認定 (21) (県土総務課) 3
◇ 公 告	公の施設の指定管理者の指定 (子育て応援課) 4
	大規模店舗の設置の届出 (住まいまちづくり課) 4

告 示

鳥取県告示第17号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第4項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業及び居宅介護支援事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成31年1月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	廃止年月日
鳥取中央農業協同組合	倉吉市越殿町1409	J A鳥取中央安田福祉センターさくら台指定訪問介護事業所	東伯郡琴浦町大字筧津50-1	訪問介護	平成27年4月30日
"	"	J A鳥取中央安田福祉センターさくら台デイサービスさくら台	"	通所介護	平成30年10月31日

2 居宅介護支援事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地	廃止年月日
鳥取中央農業協同組合	倉吉市越殿町1409	J A鳥取中央安田福祉センターさくら台居宅介護支援事業所	東伯郡琴浦町大字筧津50-1	平成30年10月31日

鳥取県告示第18号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定に基づき、天神川森林計画区に係る地域森林計画を立てたので、同法第6条第7項の規定により告示する。

平成31年1月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第19号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき、千代川森林計画区に係る地域森林計画を変更したので、同法第6条第7項の規定により告示する。

平成31年1月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第20号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき、日野川森林計画区に係る地域森林計画を変更したので、同法第6条第7項の規定により告示する。

平成31年1月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第21号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第26条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成31年1月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 起業者の名称

伯耆町

2 事業の種類

溝口分庁舎駐車場用地取得事業

3 起業地

(1) 収用の部分 西伯郡伯耆町溝口字東屋敷上ミ地内

(2) 使用の部分 なし

4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第1号の要件への適合性

溝口分庁舎駐車場用地取得事業（以下「本件事業」という。）は、伯耆町役場溝口分庁舎、溝口公民館及び溝口図書館に付属する駐車場（以下「本駐車場」という。）用地を取得しようとするものであり、法第3条第22号に掲げる社会教育法（昭和24年法律第207号）による公民館及び図書館法（昭和25年法律第118号）による図書館に関する事業並びに同条第31号に掲げる地方公共団体が設置する庁舎に関する事業に該当し、法第20条第1号の要件を充足するものと判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性

起業者は地方公共団体であり、本件事業に必要な経費について予算措置が講じられているため、法第20条第2号の要件を充足するものと判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性

本件事業の実施により得られる利益及び失われる利益を比較衡量した結果、次に掲げる理由から、本件事業の施行により得られる利益は、失われる利益に優越し、事業計画に合理性も認められることから、本件事業は、法第20条第3号の要件を充足するものと判断される。

ア 得られる公共の利益

本件事業は、本駐車場用地を取得しようとするものである。本駐車場は、平成12年10月に発生した鳥取県西部地震の影響で溝口町役場庁舎を改修した際、それまでなかった来庁者用駐車場として、周辺住民から土地を賃借し平成14年に整備したものであり、伯耆町役場溝口分庁舎、溝口公民館及び溝口図書館を利用する多くの住民に利用されており、地域に果たす役割が非常に大きいものである。

また、伯耆町役場溝口分庁舎は、伯耆町地域防災計画において、伯耆町役場本庁舎が被災等の理由により使用できない場合の町の防災拠点施設の1つであり、広域防災拠点施設の1つに指定されており、風水害等一般災害時の自主避難所となっているため、災害時においても本駐車場の重要度は高い。

加えて平成29年度には、伯耆町消防団拠点施設が伯耆町役場溝口分庁舎東側の駐車場に面した位置に移設新築されたため、地震・大雨などの災害時や火災時に伯耆町消防団が参集・待機するため、消防団員の駐車場としても本駐車場の果たす役割は高まっている。

したがって、本駐車場が利用できなくなれば、地域住民の利便性、災害時の対応等に大きく支障が生じるものである。本件事業で本駐車場用地を取得することにより、安定的に駐車場を維持できることから、地域住民の利便性が長期的に確保されるとともに、災害時の対応等が長期的に安定して可能となる。

イ 失われる利益

本件事業は、既に駐車場として整備、利用している土地を取得する事業であり、環境に及ぼす影響はない。

したがって、本件事業により失われる利益はないと認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業に係る起業地は、既に駐車場として整備し利用されており、経済的には用地取得に係る経費以外不要であり、住民にとっても利便性に優れている最も合理的なものと認められる。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性

本件事業は、次に掲げる理由から、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足するものと判断される。

ア 事業を早期に施行する必要性

(3)アのとおり、本駐車場が利用できなくなれば、地域住民の利便性、災害時の対応等に大きく支障が生じることから、早急な整備が必要である。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用の範囲の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な最小限の範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、本件事業の実施に必要なかつ合理的な範囲であると認められる。

(5) 結論

(1)から(4)までの判断から、本件事業は法第20条各号の要件を充足していると認められるため、同条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 法第26条の2の規定による図面の縦覧場所

西伯郡伯耆町溝口647 伯耆町役場溝口分庁舎分庁総合窓口課

公 告

公の施設の指定管理者を指定したので、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成16年鳥取県規則第91号）第2条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成31年1月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

管理を行わせようとする公の施設の名称	指定を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	指定の期間
鳥取県立鳥取砂丘こどもの国	一般財団法人鳥取県観光事業団 理事長 衣笠 克則 鳥取市相生町四丁目411	平成31年4月1日から 平成36年3月31日まで

鳥取県大規模店舗立地誘導条例（平成21年鳥取県条例第5号）第8条第1項の規定に基づき、大規模店舗の設置について届出があったので、同条第5項の規定により公告する。

当該設置届に係る届出書及びこれに添付された書類は、平成31年1月15日から平成31年3月15日まで公衆の縦覧に供する。

なお、当該届出施設の設置については、同条例第10条第2項の規定に基づき平成31年3月15日までに知事に意見書を提出することができる。

平成31年1月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 届出者の名称及び所在地並びに代表者の氏名
株式会社エスマート 代表取締役 川木 光義
鳥取市湖山町北三丁目303
- 大規模店舗の名称
(仮称) エスマート河原店
- 大規模店舗の敷地の所在地

鳥取市河原町布袋198-1外

4 大規模店舗の用途

物販店舗

5 大規模店舗の総床面積

2,131平方メートル

6 大規模店舗の設置に係る工事に着手する予定の日

平成31年6月31日

7 縦覧場所及び意見書の提出場所

鳥取県生活環境部くらしの安心局住まいまちづくり課（鳥取市東町一丁目220）